

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	重度心身障害者の医療費支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、重度心身障害者の医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

呉市長

## 公表日

令和7年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者の医療費支給に関する事務
②事務の概要	呉市重度心身障害者医療費支給要綱(以下「要綱」という。)の規定に従い、受給者証交付申請の受理、審査、交付決定、医療費の支給等の事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第44号、以下「条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①要綱による重度心身障害者医療費受給者証交付申請書の受理 ②要綱による重度心身障害者医療費の審査及び受給者証の交付に関する事務 ③要綱による重度心身障害者医療費の支払に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム, 個人番号管理連携システム, 団体内統合利用番号連携サーバ, 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者医療費支給等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・条例第4条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉保健部 障害福祉課 給付グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3135
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部 障害福祉課 給付グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-3135
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 渡辺達士	障害福祉課長 新谷博	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成29年7月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成29年7月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成31年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 新谷博	障害福祉課長	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成30年4月30日時点	平成31年2月28日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成31年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成30年4月30日時点	平成31年2月28日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成31年3月1日	VI リスク対策	—	追加	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数の時点	平成31年2月28日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数の時点	平成31年2月28日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 計数の時点	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 計数の時点	令和4年10月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	様式変更に伴う修正
令和7年6月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	様式変更に伴う修正